

議会代表質問について（栗東市民ネットワーク）

栗東市民ネットワークからの代表質問について、順次答弁いたします。

まず、1番目の「経済に安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目のトップセールスにつきましては、お互いの持つ情報を共有することで、企業の思いや行政への期待を感じることができ、新たな力や方向を見いだすことをきっかけに、栗東市の「元気創造」につながるものと考えております。

訪問する企業の業績や経営方針などを理解するだけでなく、行政と企業の間の問題や課題について、可能な限り情報を整理することが重要であり、トップセールス実施について、各課にも周知し、事前に企業情報を得るよう努めており、今後は市民からも情報を得るための方法も検討してまいります。

2点目及び3点目につきまして、市の農林産物を始め特名産品や馬関連及び企業の有する技術力などがブランド化の要素であると認識しております。

これら地域資源を活用し地域力の創造を高めつつ、素材の発掘や新たな商品開発、更にメディア等を通じた情報発信や幅広いPR活動を展開していくことが重要であります。それが、消費拡大や地域ブランドの確立に繋がることから、関係団体とより一層の連携を図る中での取り組みを展開してまいります。

4点目の国道1号バイパス栗東水口道路につきましては、用地未買収地について土地収用法の手続きを進められています。また、石部大橋交差点から県道上砥山上鈎線間の工事や北尾団地の住宅地の地盤沈下に伴う対応につきましては、今後とも、地元と協議を進め、事業促進を図る予定と聞いています。

5点目の国道8号バイパスにつきましては、大橋地区・中地区で道路幅杭の設置が完了し、大橋地区では、現在、用地測量を実施しています。本市としましては、道路幅杭の未設置地区の積極的な地元説明を行うとともに、事業効果の高い栗東第二インターチェンジから県道片岡栗東線間の優先的な整備促進を引き続き、国・県等に要望してまいります。

6点目の国道との立体交差につきましては、立体交差とする基準が道路構造令に定められ、4車以上の道路が相互に交差する場合となっています。こうした基準に沿わない事業は補助

対象にならないことから、将来交通量を予測する中で、4車以上にすることが必要な道路がある場合は、検討してまいりたいと考えています。

7点目の信用保証料につきましては、中小企業者が新規に特定の融資を受ける場合に、50万円を限度として20%の助成を行いたいと考えております。

8点目及び9点目の地元事業者優先につきましては、市内業者の社会貢献活動評価として、「栗東きょうどう夢の森プロジェクト」への協賛、「消防団への参加」をはじめ、「道路の雪寒対策」や「上水道緊急修繕委託」への協力等いただいている業者につきましては、建設工事指名願格付主観事項評点を加算しております。また、予てより本市につきましては、市内業者育成の観点から、土木工事等の入札をはじめ、物品購入等に際しましても、市内業者の指名を最優先にしております。

引き続き、市内業者の受注確保に努めてまいります。

また、栗東市商工会が中心となって展開される中小企業振興施策につきましては、まちの活性化をはじめ、事業実施に伴う波及効果が期待できることから、積極的に支援してまいります。

10点目の労政、就労分野につきましては、福祉や教育分野で雇用の場があるということではなく、就職困難者等に対する支援については、労政分野のみならず、福祉や教育分野と情報を共有しながら効果的な支援体制で臨むことが必要であります。

11点目の農林業施策としてのエネルギー政策につきましては、県が平成22年度に実施いたしました調査によりますと、栗東市内における賦存量は、バイオマス関係で0.71ギガワットアワー、太陽光発電で65.85ギガワットアワー、太陽熱発電で0.07テラジュール等となっております。

これらの調査結果を踏まえ、今後、利用の可能性、費用対効果、課題等の整理をする中で、市と市民が連携、協働して取り組むべくエネルギー政策の方向付けを検討してまいります。

12点目の観光施策につきましては、ご指摘のとおり、人と人との繋がりに多くの可能性が秘められていると考えます。そうしたことから、市民ニーズを的確に把握し新たな観光資源の発掘に努めてまいります。

最後に貴重な意見を頂戴しておりますが、この点につきましても、くりちゃんのみならず、

『馬のまちりっとう』をPRできるキャラクターの創出を視野に入れながら、馬事業を推進してまいります。

次に、2番目の「子育てに安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目及び3点目の「認定こども園」につきましては、「子ども・子育て関連3法」の成立により新たに「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として「幼保連携型認定こども園」が創設されましたが、この制度創設の大きなねらいは、指導監督の一本化による質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供にあるものと捉えています。本市ではすでに平成15年度から乳幼児保育総合化に取り組み、保育所と、幼稚園に関する業務を幼児課が一体的に所管し、園においても幼稚園長を配置し、保育所、幼稚園の指導監督の一本化を図っています。

また、乳幼児保育総合化の取り組みでは、子どもと保護者の視点に立ち、生まれてから就学するまでの心身の発達に合わせた一貫した方針により保育を行うことを基本に、公立・法人立、保育園・幼稚園の区別なく園児を栗東市の乳幼児保育を受ける子どもとして位置づけ「すくすく育つりっとう子保育教育課程」に基づいた保育を実施しており、充実した保育・教育を提供していると認識しています。

ご指摘の保育園所の民営化とあわせた「幼保連携型認定こども園」の移行につきましては、今後示される制度の詳細をもとに、メリット・デメリットや就学前保育・教育に関する今後の国の方針などを踏まえる中で、対応についての検討を進めてまいります。

2点目の本市の保育運営の課題として、大きくは保育所への入園ニーズの増加、一時預かりをはじめとする保育ニーズの多様化への対応があります。これに付随して施設の整備や保育士の確保といった課題も生じています。

4点目から6点目の栗東西中学校につきましては、平成24年5月1日の生徒数推計によりまして、平成25年度から平成36年度までの12年間で、平成29年度の進級率を考慮した生徒数1,145人がピークとなるという推計が出ております。

栗東西中学校は今日までの施設整備により、普通教室及び特別教室とも生徒数は現有施設の許容範囲内であり、分離することなく対応が可能であるという判断に至ったものであります。

つきましては、子どもたちが安心して学べるための対応として、雨天時の体育授業や学年集会等多目的に利用できる軽運動室の建設等、学校運営上子どもたちのために必要な施設等

を整備し、今後もより良い教育環境づくりに努めてまいります。

次に、学校運営につきましては、学習指導や生徒指導の充実を図る体制づくりが必要となります。

子どもたちが学習に集中できる環境の基盤となる生徒指導面では、生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導体制の充実、諸問題に対する迅速で組織的な対応が必要となります。

そのために、校長のリーダーシップのもと、学年単位で責任を持って運営できる体制を整え、速やかな連絡調整と組織的対応ができるよう図ってまいります。また、生徒指導主事を中心に、各学年の情報を校内で共有し連携を密に取ることで、学年間の協力体制を強化し、適切な指導をしていきます。

さらに、学年集会や生徒会活動を活発に行い、生徒主体の協調的な風土づくりを行っていきます。また、教師と生徒、保護者同士の温かい人的環境づくりに積極的に取り組むことで、生徒・保護者が安心して学校生活を送れる体制を築き、地域の皆様の支援を得るなど、それらを基盤として学力の向上や規範意識の醸成を図っていきたいと考えています。

教職員配置の充実等につきましては、引き続き、国・県に要望し、特に市と県が連携して組織や運営面での充実が図れるように努めていきます。

次に、3番目の「福祉・健康に安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目の質問につきましては、本市は、平成24年10月1日現在高齢化率は、15.3%で、国、県レベルと比較しますと低い状況ではありますが、高齢者が、明るく活力ある生活を送ることができるため、コミュニティづくりは、大変重要です。

地域ふれあい敬老会事業は、世代間交流や自治会内の交流事業として、自治会で様々な工夫をいただいております。来年度より補助金を交付金化し今後も継続します。

老人クラブは、生きがいや仲間づくり、地域での支えあい活動などを実践されており、本市の高齢者施策にとって大変重要です。老人クラブ活動がより充実するよう、連携を図りながら情報提供も含め支援をしていきます。

また、今年度「いきいき百歳体操」を元気創造事業に位置づけ、「筋力づくり」だけでなく「仲間づくり」や「居場所づくり」となるよう支援をし、2月現在40団体735名の方が実践されています。さらに地域で取り組んでいただけるよう推進していきます。

2点目の質問につきまして、1人暮らしの高齢者は、5月1日現在1,096人で、高齢者のみ世帯は、1,309世帯です。65歳以上の要支援、要介護認定者は、2月1日現在1,468人で認定者率は、14.1%です。今後も在宅介護が増加する中で、介護サービ

スの充実が必要です。今年度、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を指定し、来年度は小規模多機能型居宅介護施設と認知症対応型通所介護施設の各1施設整備をする予定をしております。介護者の負担軽減にもつながるよう、介護、医療、予防、生活支援サービスが連携した要介護者への支援、また、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、地域での見守り、ボランティアなど必要な支援が提供できるしくみづくりを推進していきます。また、老人福祉センターは、通所介護事業所も併設し、元気な高齢者だけでなく、介護を要する高齢者やその家族の支援も行い、今後も交流や介護予防の推進を図っていきます。

次に、4番目の「暮らしに安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目の協働事業提案制度につきましては、市民と行政がパートナーとして、ともに力を出し合い協力することによって地域の課題を解決し、豊かな地域社会を築いていくことを目指し、平成22年度より協働事業を実施しております。

実施状況につきましては、平成22年度提案6件中1件、平成23年度提案5件中5件、平成24年度提案4件中4件の事業を実施しました。また、来年度については、すでに3件の事業を採択しており、延べ13団体の市民活動団体・NPO法人との協働事業を実施しています。事業内容としては、環境、農林、文化、景観、協働、国際交流、青少年育成など多岐に亘り、市民提案の割合は、平成25年度実施予定も含めて13件中9件が市民提案による協働事業です。

2点目の「地域防災協定」につきましては、現在、地方公共団体等の行政機関以外で8つの団体と協定を結んでおり、今後も災害発生直後の混乱期に必要となる、人員、物資等について、支援・協力を得られる団体、企業との協定締結をこれからも進めてまいります。

お尋ねの締結状況につきましては、災害救助に必要な物資の調達、供給協力に関する協定について3団体と、そして、施設の災害応急復旧、応急救護活動支援に関する協定について4団体と締結しています。また、日本郵便株式会社とは、災害状況等の情報収集と提供に関する相互協力に関する覚書を締結しています。さらに、草津栗東医師会他2団体の医療関係団体とは、災害時の医療救護活動に関する協定を締結する予定をしています。

3点目につきまして、本市の災害時要援護者避難支援マニュアルにおいては、災害時要援護者として、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、障がい者、難病患者、妊娠婦、乳幼児、

外国人を挙げています。

ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、障がい者については、民生委員児童委員に対して閲覧方式により情報提供しており、自治会長には住民情報について提供しています。

災害時における迅速な安否確認や救助のためには、要援護者情報の提供のあり方について災害時要援護者避難支援マニュアルをもとに関係部署と具体的に今後定めていく必要があると考えております。

そのため、防災担当部門や地域の関係者への情報提供のあり方について、本市個人情報保護条例の規定に即して、提供する情報の範囲、提供の手法、情報管理の方法等について適正な対応を図っていきたいと考えています。

また、情報を提供しただけで災害時の支援が円滑に行えるものではないことから、平時から地域における自治会や自主防災組織による共助の取り組みが一層進められるよう働きかけを行っていくことも必要であると考えております。

4点目の防災訓練への小中高生の参加につきまして、市が主催する防災訓練では、対象となる学区自治会に対し幅広い年齢層の住民参加をお願いしています。今年度大宝西小学校で開催しました防災訓練では、6名の市内中学生に救助訓練への参加もいただきました。また、自治会で行なわれる訓練でも、自治会行事にあわせて消火、地震体験訓練を実施されて、小中高生が参加しやすい訓練内容となるよう工夫されている自治会も多くあります。これからも、自治会主催の防災訓練については、小中高生も含めた幅広い年代層が参加して開催されるよう働きかけてまいります。

5点目につきまして、栗東市の公共交通体系の中で、くりちゃんバスは市民の貴重な移動手段として、その継続的かつ安定的な運行と利便性の向上が求められています。

一方で、更なる効率的な運営と経費の節減に取り組む必要があり、くりちゃんバスを今後も維持し、かつ、利便性を向上していくためには、市民、事業所等、近隣市との連携・協力により、改善を進めていくことが不可欠です。

そういったことから、現在、本市と同様の課題を持つまめバスを運行する草津市と利用者の増加と経費節減を目的として、くりちゃんバスとまめバスとの統合運転（大宝循環線・宅屋線、笠縫東常盤線）について、バス事業者の協力を得て、10月からの実施に向けての協議を行っています。

また、ご提案いただきました内容につきましても、利便性の向上に向けた改善策として検討してまいります。

次に、5番目の「行政に安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目につきまして、「人材」は、「物」や「資金」以上に重要な経営資源の一つです。人的資源が本来の機能を十分に発揮できる環境を整備することが人事労務管理の目的であることから、適材適所への職員配置に努めるとともに、階層別研修やOJTをはじめとした教育訓練機会を確保する一方、健康診断等必要な福利厚生事業を実施する中で適正な就労環境の整備を図っています。また、メンタルヘルス対策として悩みを抱える職員が早期に相談できる体制整備をさらに進めてまいります。

人事評価制度につきましては、現在は課長補佐級以上の管理職に対し人材育成を主目的として実施しており、評価結果を本人へフィードバックしながら、上席の職員との面談機会を設けるなど、職員の能力・やる気を引き出す手段の一つといたしております。

2点目の昨年裁判で認諾した企業につきましては、裁判終了後も引き続き返済方法について、協議を続けております。相手方は市の請求を認めており、全額返済がされるようこれまで同様全力を挙げその対応にあたってまいります。

以上をもちまして、栗東市民ネットワークからのご質問についての答弁といたします。

なお、教育方針につきましては、教育長からお答え申し上げます。

議会代表質問について（栗東市民ネットワーク）

続きまして、教育方針について、答弁いたします。

1点目の子どもの権利条例につきましては、意見表明・参加、権利救済、虐待防止、子育て支援、健全育成など内容が多岐にわたっています。県内でも一部の市町で、子どもの権利に関する総合的な内容、または個別の内容で条例を制定しているところもありますが、本市では、現段階で条例の制定は考えておりません。

具体的な支援策として、「栗東市いじめホットライン」の開設や「栗東市いじめ対策ガイドライン」の策定など、子どもの人権侵害に対する支援体制を構築しているところであります、「子どもの人権」については、「児童の権利に関する条約」の趣旨の理解や周知を図りながら、まずは子どもの思いを大切にした子育て等の啓発を進めてまいります。

2点目の市民のつどいや人権セミナー、地区別懇談会などへの参加者につきましては、役員・関係者だけではなく、人権教育の大切さを理解していただいている方や豊かな生き方のために学ぼうとする方も参加されています。参加者アンケートからは、初めて参加したという方が毎回1～2割みられ、確実に新しい参加者が増え、徐々に広がりが見られます。今後も、さらに初めての参加者を増やすことや若い世代の参加をめざし、開催時期や時間帯、会場、内容など工夫を重ねていきます。

また、参加者が「参加してよかったです」「大切なことが学べた」と思えるように、地域社会の身近な問題や課題、参加者の学びのニーズに応じた内容や手法を取り入れ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と、人権尊重のまちづくりをめざして取り組みを進めていきます。

3点目及び4点目のスクールカウンセラーについてのご質問にお答えします。

いじめや不登校の問題等を早急に解決するために、学校の職員が組織的な対応をすることはもちろんですが、スクールカウンセラーによる専門的な支援は大変有効であると考えています。

3中学校に配置されているスクールカウンセラーの派遣については、県が採用し、市に配置され、年間140時間程度勤務していただいております。今後も計画的・継続的に配置をしていただけるように要望をしていきます。

また、市の巡回スクールカウンセラーには、年間264時間勤務していただいております。

その時間の範囲内で市内の9小学校を訪問し、子どもの見取りや教職員・保護者との懇談を行っていただいております。

スクールカウンセラーの方や学校から、教職員や保護者との関係でストレスを感じているということについては伺っておりません。

5点目につきましては、子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化し、教員の仕事がこれまで以上に多岐にわたっている中、ご指摘のとおり労働環境の整備は重要な課題となっています。学校現場の負担を軽減し、教員のメンタルヘルス保持のため、栗東市としては、「教職員の校務負担軽減」を重点事業とし、事務の合理化・効率化を進めています。また、夏季研修会ではメンタルヘルスに関する講座を開催し、予防対策も行っています。各学校において、管理職が教職員の勤務状況に留意しながら健康状態の把握に努め、必要に応じて速やかに健康相談や受診を勧めるなど適切な対応に努め、職員間の協力体制、よりよい人間関係づくりのための改善を図るよう指導を行っています。

6点目のご質問につきましては、社会の情報化が進展していく中で、児童生徒が情報を集め、伝達するツールとして、パーソナルコンピュータ等の電子機器を自在に活用できる力の育成は必須です。また、情報が多様化する社会では、本当に必要な情報を取捨選択し、目的に応じて活用していく能力を育成することが、重要な教育課題となっています。

そのため、各校では「情報教育全体計画」を作成し、小学校では、主に総合的な学習の時間や各教科等において、中学校では主に技術家庭科や総合的な学習の時間において、機器の基本的な使用方法やインターネットを活用した情報収集の技能習得に向けた指導をしています。他にも授業や児童・生徒集会などで活用し、情報機器に触れる機会が増えるように努めています。

この時、単に電子機器を活用する知識と技能の習得に終わることなく、情報処理の基本的なルールを学び、また、収集した資料を活用し、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する一環としてのICT教育を取り組んでいます。

以上をもちまして、栗東市民ネットワークからの教育方針へのご質問についての答弁いたしました。